

四日市市告示第150号

四日市市空き家・空き地バンク登録奨励金交付要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

令和7年3月28日

四日市市長 森 智 広

四日市市空き家・空き地バンク登録奨励金交付要綱の一部を改正する要綱

四日市市空き家・空き地バンク登録奨励金交付要綱（令和3年四日市市告示第178号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
（用語の定義） 第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 （1）及び（2）（略） （3）所有者 空き家、空き地に係る所有権その他の権利を有し、当該空き家、空き地の売却又は賃貸を行うことができる権利を有している者をいう。<u>ただし、法人を除く。</u> （4）（略） （奨励金交付変更の申請等） 第8条 奨励金の交付決定を受けた者（以下「決定者」という。）が交付申請の内容を変更又は中止しようとするときは、あらかじめ<u>四日市市空き家・空き地バンク登録奨励金交付変更・中止申請書（第3号様式）</u>にその内容が確認できる必要書類を添えて市長に提出しなければならない。 2 市長は、前項の<u>奨励金交付変更・中止申請書</u>を受理したときは、<u>申請内容</u>を審査し、適当と認めたときは、第7条による決定を<u>変更又は中止し、四日市市空き家・空き地バンク登録奨励金交付変更・中止決定通知書（第4号様式）</u>により決定者に通知する。	（用語の定義） 第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 （1）及び（2）（略） （3）所有者 空き家、空き地に係る所有権その他の権利を有し、当該空き家、空き地の売却又は賃貸を行うことができる権利を有している者をいう。 （4）（略） （奨励金交付変更の申請等） 第8条 奨励金の交付決定を受けた者（以下「決定者」という。）が交付申請の内容を変更又は中止しようとするときは、あらかじめ<u>四日市市空き家・空き地バンク登録奨励金交付変更申請書（第3号様式）</u>にその内容が確認できる必要書類を添えて市長に提出しなければならない。 2 市長は、前項の<u>奨励金交付変更申請書</u>を受理したときは、<u>変更内容</u>を審査し、適当と認めたときは、第7条による決定を<u>変更し、四日市市空き家・空き地バンク登録奨励金交付変更決定通知書（第4号様式）</u>により決定者に通知する。

第2号様式から第4号様式までを次のように改める。

第 号
年 月 日

様

四日市市長

四日市市空き家・空き地バンク登録奨励金交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった四日市市空き家・空き地バンク登録奨励金について、下記のとおり交付することと決定したので、四日市市空き家・空き地バンク登録奨励金交付要綱第7条の規定により通知します。

記

1. 空き家又は空き地の所在地 四日市市

2. 交付決定額 円

3. 交付条件

- (1) 四日市市空き家・空き地バンク登録奨励金交付要綱を遵守すること。
- (2) この補助金の交付に係る関係書類は、事業完了後5年間保存しておかなければならない。
- (3) この補助金の交付については、後日、市が監査を行うことがある。

（注意事項）

四日市市空き家・空き地バンクへの空き家、空き地の登録又は成約による四日市市空き家・空き地バンク登録取消届出書を提出したときは、登録日又は取消届出書の提出日から起算して30日以内又は当該年度の3月31日のいずれか早い日までに、四日市市空き家・空き地バンク登録奨励金実績報告書を提出すること。

第3号様式（第8条関係）

年 月 日

四日市市長

申請者 住 所

フリ ガナ
氏 名

電話番号 ()

四日市市空き家・空き地バンク登録奨励金交付変更・中止申請書

年 月 日付け 第 号 により交付決定を受けた四日市市空き家・空き地バンク登録奨励金について、下記のとおりその内容等を変更・中止したいので、四日市市空き家・空き地バンク登録奨励金交付要綱第8条の規定により下記のとおり申請します。

記

1. 空き家又は空き地の所在地 四日市市

2. 申請の内容 変更 ・ 中止

3. 変更の内容（中止の場合は、記入不要）

4. 変更・中止の理由

5. 添付資料

- (1) 変更内容が判断できる書類
- (2) 市長が必要と認める書類

第4号様式（第8条関係）

第 号
年 月 日

様

四日市市長

四日市市空き家・空き地バンク登録奨励金交付変更・中止決定通知書

年 月 日付けで変更申請のあった四日市市空き家・空き地バンク登録奨励金については、四日市市空き家・空き地バンク登録奨励金交付要綱第8条の規定により通知します。

記

1. 空き家又は空き地の所在地 四日市市

2. 申請の内容 変更 ・ 中止

3. 通知の内容

4. 補助金の交付条件

- (1) 四日市市空き家・空き地バンク登録奨励金交付要綱を遵守すること。
- (2) この補助金の交付に係る関係書類は、事業完了後5年間保存しておかなければならない。
- (3) この補助金の交付については、後日、市が監査を行うことがある。

第6号様式を次のように改める。

第6号様式（第11条関係）

第 号
年 月 日

様

四日市市長

四日市市空き家・空き地バンク登録奨励金交付確定通知書

年 月 日付けで決定した奨励金の交付について、下記のとおり確定したので、四日市市空き家・空き地バンク登録奨励金交付要綱第11条の規定により通知します。

記

1. 空き家又は空き地の所在地 四日市市
2. 交付決定額 円
3. 交付確定額 円

附 則

この要綱は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

(都市整備部都市計画課)